

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第4号

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第2条（略） 2（略）			第2条（略） 2（略）		
名称	位置	（略）	名称	位置	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
南部水道 事業所	和泉市伏屋 町五丁目	（略）	南部水道 事業所	和泉市伏屋 町	（略）
（略）	（略）		（略）	（略）	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。